

## 議案第9号

高根沢町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

高根沢町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和8年3月3日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

1 概要

高根沢町本庁舎地区地区整備計画（以下「計画」という。）の区域内における建築物に関する制限について定めるため、所要の改正をするものです。

2 改正内容

（１）新たに制限の対象となる計画の区域を追加します。（別表第１）

（２）計画の区域内における建築物の制限に関し、次の制限事項について計画のとおり定めます。（別表第２）

ア 建築物の用途制限

イ 建築物の壁面の位置の制限（外壁の後退距離）

ウ 建築物の高さの最高限度

3 施行日

令和８（２０２６）年４月１日

高根沢町条例第 号

高根沢町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年高根沢町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

高根沢町本庁舎地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された高根沢町本庁舎地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------	--

別表第2中「第3条、第4条、第5条及び第6条」を「第3条―第6条」に改め、同表に次のように加える。

高根沢町本 庁舎地区地 区整備計画 区域	—	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 事務所（役場庁舎に限る。） (2) 公会堂又は集会場 (3) 体育館又はスポーツの練習場 (4) 児童福祉施設等 (5) 保健所その他これに類するもの (6) 博物館その他これに類するもの (7) 観覧場（客席部分の床面積の合計 3,500平方メートル未満のものに限 る。） (8) 公衆便所 (9) 前各号の建築物に附属するもの （2階以下のものに限る。）	—	隣地境界線までの距離は1メートル	(1) 建築物は 20メートル (2) 工作物 （高圧電線に係 る工作物を除 く。）は25メー トル
-------------------------------	---	--	---	------------------	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。